

大里広域クリーンセンター不燃物処理施設資源回収業務委託 特記仕様書

目次

第1章 業務概要

- 第1条 業務の概要
- 第2条 業務の範囲
- 第3条 業務従事者名簿等の提出
- 第4条 有資格者等の配置
- 第5条 保全の業務
- 第6条 業務従事者の交替
- 第7条 業務従事者の服装等
- 第8条 連絡・調整等
- 第9条 他業務との協調

第2章 業務内容

- 第10条 アルミプレス機の運転操作
- 第11条 保守点検作業内容
- 第12条 施設の休業日及び搬入時間
- 第13条 業務時間
- 第14条 車両等の貸与

別紙「別表1」

第1章 業務概要

(業務の概要)

第1条 業務の概要は次のとおりである。

- (1) 業務名 大里広域クリーンセンター不燃物処理施設資源回収業務委託
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日
- (3) 履行場所 熊谷市大麻生200番地2
- (4) 施設名及び施設概要
 - ア 施設名 大里広域市町村圏組合立大里広域クリーンセンター
 - イ 施設概要 手選別コンベヤ2基
 - アルミプレス機(750kg/h)
 - その他付帯設備一式

(業務の範囲)

第2条 本委託業務は、手選別コンベヤ上での資源回収業務、有価物の運搬、アルミプレス機の運転操作、保守点検整備、軽微な修繕及びこれらに付随する業務とし、業務の範囲は、次のとおりである。

- (1) 施設の運転計画書(整備計画書)を大里広域市町村圏組合(以下「発注者」という。)、受注者で協議のうえ発注者が作成するとともに、年間総搬入量に対し再資源化物の回収率向上に、最大限の努力をもって業務を遂行すること。
- (2) 「別表1」に掲げる設備等の運転操作、保守、点検、整備、調整、軽微な修繕、記録等
- (3) ストックヤードから交互に投入される不燃物が手選別コンベヤに流れてくる過程で、アルミニウム、カレット(無色、茶色、その他の3分別)及び非鉄金属類を回収し、発注者の管理するストック場に一時貯留すること。
- (4) 回収したアルミ缶類は、アルミプレス機によりプレスし、発注者の管理するストック場に一時貯留すること。
- (5) アルミセパレータで回収した非鉄金属類を運搬し、回収したガラアルミ、アルミスプレー缶についてはアルミプレス機でプレスし、その他非鉄金属類は分類し、発注者の管理するストック場に一時貯留すること。
- (6) 磁選機により機械選別された、スチール缶プレス品をフォークリフトでアームローダーに積込む又は、発注者の管理するストック場に一時貯留すること。
- (7) プラットホームの前処理場で回収された不燃物を発注者の管理するストック場に運搬し、解体業務を行うこと。
- (8) 爆発物等物品の除去を行うこと。
- (9) 施設補修工事及び搬入状況により、運転業務を中止するときは、粗大ごみ

等の解体業務を行うこと。

- (10) 建物内外の清掃は、他の業者と一致協力して行い、環境美化に努めること。
- (11) 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の防止に努めること。
- (12) 施設の機器、備品、工具類等の盗難及び侵入者の防止に努めること。
- (13) 業務に関する消耗品類、部品、油脂類の管理・在庫確認及び貸与物件の管理

理

(業務従事者名簿等の提出)

第3条 受注者は、業務従事者の役職（担当）、氏名、年齢を記載した業務従事者名簿及び第4条に規定する資格取得者名簿を発注者に提出すること。

(有資格者等の配置)

第4条 受注者は、次の資格を有する者を配置し、必要な作業主任者、取扱責任者を選任し、適切な人数をもって業務を行うものとする。

- (1) フォークリフト運転技能講習修了者
- (2) その他、受託業務に必要な有資格者

2 前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。

(保全の業務)

第5条 保全担当者は、設備の点検を継続して行い、設備の整備履歴として整理すること。

2 受注者は、発注者が行う設備の定期点検時等に、必要な場合は作業中の立ち会いを行うこと。

3 保全担当者は、運転状況を把握するとともに、不具合事項についての調査、修繕等の対応を行うこと。

(業務従事者の交替)

第6条 受注者は、従事者の変更が必要なときは、関係書類を添えて発注者に報告するものとする。

2 受注者の従事者が交替するときは、十分な実務引き継ぎ期間をもって交替するものとする。

(業務従事者の服装等)

第7条 受注者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札などにより従事者であることを明らかにすること。ただし、名札などの着用は、発注者が認めるときは、この限りでない。

2 従事者は、作業場に義務付けられた安全用具、ヘルメット、マスク、作業服、作業靴（安全靴）等を使用し又は着用すること。

（連絡・調整等）

第8条 受注者は、発注者が次の連絡調整会議を開催したときは、これに出席すること。

- (1) 安全連絡会議
- (2) 安全パトロール
- (3) その他、発注者の招集する会議等

（他業務との協調）

第9条 受注者は、同一敷地内で行われる他業務に対し、安全管理はもとより、連絡調整を図り協調して業務を行わなければならない。

第2章 業務内容

（アルミプレス機の運転操作）

第10条 受注者は、アルミプレス機の機能等を十分理解し、運転操作を適正に行わなければならない。

2 発注者の実施する工事等に伴い、運転方法の変更が必要な場合には、受注者は発注者と協議して変更すること。

（保守点検作業内容）

第11条 一般的な作業内容については、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

本作業内容は、不燃物処理施設維持管理の一般的なものについて定めるものであり、本作業内容に明記なき事項であっても、受注者は、発注者と協議して必要な措置を講じること。

(2) 受注者は、事故または災害が発生したときの措置について、計画を定めて隨時実地指導訓練を行うこと。

(3) 管理

業務において、責任者等を選任し、あらゆる状態においても対処すること。また、業務に関する従事者の監督については、受注者が全責任を負うものとする。

(4) 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。

2 業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次のとおりとする。

- (1) 機器及び装置周り床、排水溝等の清掃
- (2) 異常時においては、適正な処置と発注者への連絡を行い、常に発注者と密接に連絡を取ること。
- (3) 運転、保守点検等の日報、月報、各種報告書等及びその他関係書類の作成と提出
 - ア 運転報告書
 - イ 整備点検報告書
 - (ア) アルミプレス機整備点検
 - (イ) フォークリフト整備点検
 - ウ 事故・故障報告書
 - エ 月例報告書
 - オ その他、発注者が指示する事項

3 保全の作業内容

- (1) 年間整備計画に含まれない機器整備について、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行うこと。
- (2) 整備計画の実施に関する記録、整理
- (3) 突発的に発生する故障で、発注者の指示する事項については、軽微な部品交換及び、修繕を実施すること。

4 その他注意事項

受注者は、事故を未然に防止するため、保守点検作業は、機械が完全に停止したことを確認してから次により行うこと。

- (1) 日常点検は機器全体を主目的とし、外観及び五感による観察も重視し異常を発見した場合はその都度発注者に報告をし、指示に従うとともにその経過を報告しなければならない。
- (2) 各機器が正常に作動するよう調整、給油、清掃等の整備に努めなければならない。

(施設の休業日及び搬入時間)

第12条 施設の休業日及び搬入時間は、原則として次のとおりとする。

(1)休業日

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ③ 12月31日から1月3日まで

ただし、発注者の処理計画により発注者は受注者に休業日の受入業務（責任者又は副責任者を含む体制で行う）を命じることができるものとする。なお、平日の水曜日、木曜日と祝日が重なった場合は、受入処理業務を行うものとする。

(2)搬入時間

午前8時30分から午後4時00分までとし、必要と認められる場合は、発注者は時間の延長等を命じることができるものとする。

(業務時間)

第13条 業務時間は、平日の月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時を基本とする。ただし、搬入量は季節的に変動があり、また、施設の修繕工事等に伴う休止等も生じるので搬入・処理等に支障があると認める場合はこの限りではない。

(貸付車両)

第14条 貸付車両は次のとおりとする。

(1) 貸付車両

車番	車種	年式	備考
F D E 2 5 P - D	フォークリフト1号	R 6	T C M

- (2) 貸与車両については日常点検を行うとともに、取扱いには細心の注意を払い使用管理するものとする。
- (3) 貸付車両の維持管理に係る費用のうち、燃料費、保険料（任意保険）については受注者負担とする。
- (4) 通常業務の範囲を逸脱した使用に起因する車両の破損等に伴う修繕費用については受注者の負担とする。
- (5) 任意保険については、本業務に使用する全ての貸付車両について、受注者の負担により対物損害賠償（無制限）及び対人賠償（無制限）の任意保険に加入のうえ、加入証明書の写しを速やかに発注者へ提出しなければならない。
- (6) 貸付車両は、本業務に限り使用できるものとする。
- (7) 貸付車両の走行に際しては省燃費に努めるものとする。

別紙「別表1」

1 プラント設備

(1) 前処理設備

- ア 手選別コンベヤ（2基）
- イ ターンテーブル（2基）
- ウ アルミ缶輸送装置（2基）
- エ カレットコンベヤ（無色）
- オ カレットコンベヤ（茶色）
- カ カレットコンベヤ（その他、2基）
- キ カレット貯留場

(2) 圧縮設備

- ア アルミプレス機

2 建物

(1) 工場棟

- ア 手選別コンベヤ室

(2) 管理棟

- ア 作業員休憩室
- イ 給湯設備
- ウ 更衣室
- エ 男子便所・女子便所

(3) その他

- ア 業務上必要な設備の建物

3 車両

(1) フォークリフト（F D E 2 5 P-D、1台）